

WHO が 2012 年に『Outcome of the world conference on social determinants of health (Sixty-fifth World Health Assembly, WHA65.8, agenda item 13.6, 26 May 2012) 』として出版。

© World Health Organization 2012

世界保健機関 (WHO) 事務局長は、日本語版の翻訳・出版権を日本福祉大学に付与した。日本語版に対する責任は全て日本福祉大学が負うものとする。

Japanese version © 日本福祉大学 2013

第 65 回世界保健総会 WHA65.8 議題 13.6 2012 年 5 月 26 日

健康の社会的決定要因に関する世界会議の成果

第 65 回世界保健総会では、

- 「健康の社会的決定要因に関する世界会議」(ブラジル、リオデジャネイロ、2011 年 10 月 19 日～21 日)の報告¹を考慮し、
- 健康の社会的決定要因に関する委員会の包括的な 3 つの勧告、すなわち日常生活状況を改善すること、権力、資金、リソースの不公平な分配に対処すること、問題を評定して理解し、対策の影響を評価することを認めた、「健康の社会的決定要因に取り組む活動を通じた健康の不公平性の低減に関する WHA62.14 決議」にも反映され、世界保健総会において共同で合意された、健康の社会的決定要因に取り組む決意を繰り返し表明し、
- 保健に関するリソースの不平等な分配と、健康を損なう状況に対処する進捗を加速するために、全ての行政レベルにおいて、より多くの努力をする必要性を認識し、
- 世界的な不況であっても、人々の健康を保護する必要性を認識し、
- 健康の公平性の実現は、共有の目標および責任であり、行政の全部門、社会の全分野、そして国際コミュニティの全メンバーが、「全てを公平のために」、「健康を全てのために」とする国際活動へ関与する必要性をさらに認識し、
- 国民皆保険は、健康の公平性の向上と、貧困削減にもつながると認識し、
- 健康の公平性を国家や地域および世界の目標としたうえで、飢餓と貧困の根絶、十分な食品と栄養ならびに手頃で安心かつ効果のある良質な薬品や安全な飲料水と衛生設備の確保、雇用、適切な労働条件および社会保護の保障、環境保護、そして全ての行政レベルや部門にわたる健康の社会的決定要因に対する確固たる取り組みを通じた公平な経済成長の実現などを含めた、現在の課題に対処する政治的意志を改めて確認し、
- 健康の社会的決定要因に関する世界会議(ブラジル、リオデジャネイロ、2011 年 10 月 19 日～21 日)における議論とその結果を歓迎し、

¹ A65/16 文書

1. 健康の社会的決定要因に関する世界会議で採択された「健康の社会的決定要因に関するリオ政治宣言²」を、加盟国³と WHO の活動のために重要な情報を提供するものとして、支持する。

2. 加盟国に対して、以下を強く促す。

「健康の社会的決定要因に関するリオ政治宣言」の中で誓約をした、次の内容を実施する。(i) 健康と開発のためのガバナンスの改善 (ii) 政策決定、実施への参加の促進 (iii) 健康の不公平性の削減に向けた保健部門のさらなる再方向付け (iv) グローバルなガバナンスと協力の強化 (v) 進捗の監視と説明責任の強化

- (1) 健康の社会的決定要因に対処する政策、戦略、プログラム、行動計画について、その目標、活動、説明責任の仕組みをそれぞれ明確に定義し、またその実施のためのリソースを用意して、それらを展開し、支援する。
- (2) 健康の公平性を促進する方法のひとつとして、「Health in all policies (全ての政策において健康を考慮する)」アプローチのさらなる発展を支持する。
- (3) 健康の社会的決定要因への取り組みが促進されるよう、保健および他部門の政策決定者、管理者、プログラムの従事者の能力を向上する。
- (4) 持続可能な発展についての討議、特に「リオ+20 国連持続可能な開発会議」と、健康に関連する他の国連フォーラムの討議の一環で、健康の社会的決定要因に十分な配慮を行う。

3. 国際コミュニティに対して、「健康の社会的決定要因に関するリオ政治宣言」の中で誓約された内容の実施を、以下の方法などを通じて、支援するよう求める。

- (1) 保健分野のグローバル・ガバナンスにおいて、WHO の指導的役割を支持し、健康の社会的決定要因に関する各々の政策、計画、活動を、国連システム内のパートナー組織や開発銀行、他の重要な国際機関などの政策、計画、活動と整合させることを促す。それには合同の擁護活動や、特に開発途上国をはじめとする国や地域に対する財政および技術的支援へのアクセスの促進を含む。
- (2) 全ての国において健康の公平性を促進する目的で、相互に合意した条件にもとづいて、健康の社会的決定要因の分野における専門知識、技術、科学データの移転を円滑にし、また、多部

² Annex 3 を参照

³ 該当する場合は、地域経済統合機関も含む

門連携による政策開発を管理する良い実践方法を交換することで、国際協力を強化する。

(3) 財政的リソースへのアクセスを促す。

4. 2015 年までに国民総生産の 0.7%を政府開発援助に振り向けるという目標の達成を誓約した先進国、そしてまだその誓約をしていない先進国に対しては、これらのコミットメントを満たせるように具体的な追加の努力をするよう強く促し、開発途上国に対しては、開発目標やターゲットの達成に向けて、政府開発援助を効果的に役立てることを確実にするうえで、これまでに実現してきた進歩を積み重ねることを強く促す。

5. 事務局長に対して、以下を要請する。

(1) WHO 改革プロセスや WHO の今後の活動において、国際保健上のニーズを評価する際に、健康の社会的決定要因を十分に考慮する。

(2) 健康の社会的決定要因に対処するため、「全ての政策において健康を考慮する(Health in all policies)」などのアプローチによる、「健康の社会的決定要因に関するリオ政治宣言」の実施において、加盟国に支援を提供する。

(3) 健康の社会的決定要因への取り組みにかかわる擁護、研究、能力向上、加盟国への直接的な技術支援について、国連システムの外機関と密に連携する。

(4) 保健や社会開発に関連する今後の国連あるいは他のハイレベル会合に、健康の社会的決定要因の観点を取り入れることの重要性を継続して伝え、擁護する。

(5) 本決議および「健康の社会的決定要因についてのリオ政治宣言」の実施における進捗を、執行理事会をとおして、第 66 回と第 68 回世界保健総会へ報告する。

第 10 回本会議、2012 年 5 月 26 日

A65/VR/10